

■ 共同実施事業の契約変更手続きについて

契約変更を行う共同実施事業について、確認の手続きは以下のとおりとする。

1 契約変更の確認方法

契約変更事案発生	条件①	条件②		確認方法	例			
	契約変更額の割合	基準	条件		当初契約額	契約変更額 (変動割合)	変更後契約額	
→	+20%以上	変更後契約額	一定金額 ^{※1} 以上	→	① 東京都作業部会に報告、確認	2億円	+1.5億円 (75.0%)	3.5億円
			一定金額 ^{※1} 未満			→	② 東京都担当部で確認し、部会に報告	2億円
→	+20%未満	契約変更額 ^{※2} 又は 変更後契約額 ^{※3}	一定金額 ^{※1} 以上	→	① 東京都作業部会に報告、確認	30億円	+5億円 (16.7%)	35億円
			一定金額 ^{※1} 未満			→	③ 事前確認不要 (東京都担当部で事後確認)	3億円
								30億円
						3億円	+0.2億円 (6.7%)	3.2億円

※1 一定金額 : 一契約あたり3.5億円 (請負・委託) 又は6千万円 (物件の買入れ、売払い、借入れ、貸付け)

※2 契約変更額 : 複数回契約変更を行った場合、契約変更額の総額で一定金額に達するかどうか判断する
(例) 1回目の契約変更額が2億円、2回目の契約変更額が1.5億円だった場合、総額で一定金額以上となるため、2回目の契約変更時に作業部会に報告、確認を行う。

※3 変更後契約額 : 変更後契約額で判断する場合は、契約変更後に一定金額に達するかどうか判断する
(例) 当初契約額:3億円、変更後契約額:3.5億円……契約変更後に一定金額以上となったため、作業部会に報告、確認を行う。
当初契約額:30億円、変更後契約額:31億円……当初契約時から一定金額以上であるため、1億円(3.3%)の契約変更による作業部会への報告、確認は不要。

2 契約変更の確認を事後に行うもの

契約変更の確認を事後に行う事項と、確認のタイミングは以下のとおりとする。

区分	事項	確認のタイミング
契約金額の変動あり	○ 契約変更割合が+20%未満 かつ 契約変更額又は変更後契約額が一定金額未満の場合 (上記③) ○ 契約変更額が当初契約額を下回る場合	四半期毎の実績報告時
契約金額の変動なし	○ 履行期限の延長 ○ その他軽微な修正	四半期毎の実績報告時
上記の例外	下記に該当する場合は、事前確認を行う ・ 履行期限の延長等により、年度予算に影響するもの (翌年度繰越、年度割変更等) ・ 仕様等の見直しにより、経費負担や役割分担に影響するもの (組織委員会単独負担→都・国負担発生等) ・ 大会の延期に伴い、追加経費が生じると見込まれる事業	<当初契約時に作業部会にかけた案件> 事前に東京都作業部会に報告、確認 <当初契約時に東京都担当部で確認した案件> 事前に東京都担当部で確認